

介護保険法に基づく指定事業所の指定の一部効力停止について

1 概要

次の事業所について監査を実施した結果、指定の一部効力停止処分に該当する事実が認められたため、介護保険法第78条の10第1項及び介護保険法第115条の19第1項に基づき指定の一部効力を停止するもの。

2 対象事業者及び事業所

- (1) 法人名 社会福祉法人サンシャイン（尼崎市大庄西町4-3-9）
- (2) 事業所の名称 グループホームサンプラザやすらぎ（尼崎市蓬川町331-4）
- (3) 指定年月日 平成18年4月1日
- (4) 事業内容 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

3 指定の一部効力停止期間

令和5年12月1日から令和6年5月31日まで新規受入停止

4 指定の一部効力停止理由

(1) 認知症対応型共同生活介護

ア 経済的虐待【介護保険法第78条の10第1項第6号該当】

元管理者が、入居者18人の預かり金合計211,708円を横領するとともに、防水シーツの購入代金として入居者の家族から預かった2万円を横領した。

また、事業者は、入居者及びその家族に対し、当該事実についての説明を怠った。

イ 法令違反【介護保険法第78条の10第1項第12号該当】

事業者は、元管理者による経済的虐待を発見したにもかかわらず、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に定められた市への通報義務を怠った。

(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護

ア 不正又は著しく不当な行為【介護保険法第115の19条第1項第12号該当】

一体的に運営している指定認知症対応型共同生活介護事業所において、一部効力停止処分に該当する違反が認められたため。

以上

問合せ先 法人指導課 06-6489-6143
